

取扱説明書

《特記事項》

1. 賃借人は、本駐車場の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - ① 駐車場内に賃借人以外が所有する自動車その他物品を置くこと。その他物品とは、バイク、自転車、収納庫等、自動車以外の全てを対象とする。なお、賃借人も同様とする。
 - ② 駐車場において有害、危険若しくは近隣の迷惑となる行為をすること。危険若しくは近隣の迷惑とは、歩行者優先、騒音(特に深夜)、ゴミの放置等も含まれる。
2. 本一時使用約款第 17 条(免責)について、以下の内容を追記する。 駐車場内での事故発生或いは天災事変等による災害並びに火災、盗難が発生した場合は、賃借人に於いて処理するものとし、賃貸人は賃借人に対し責任を負わないものとする。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

《遵守事項》

使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

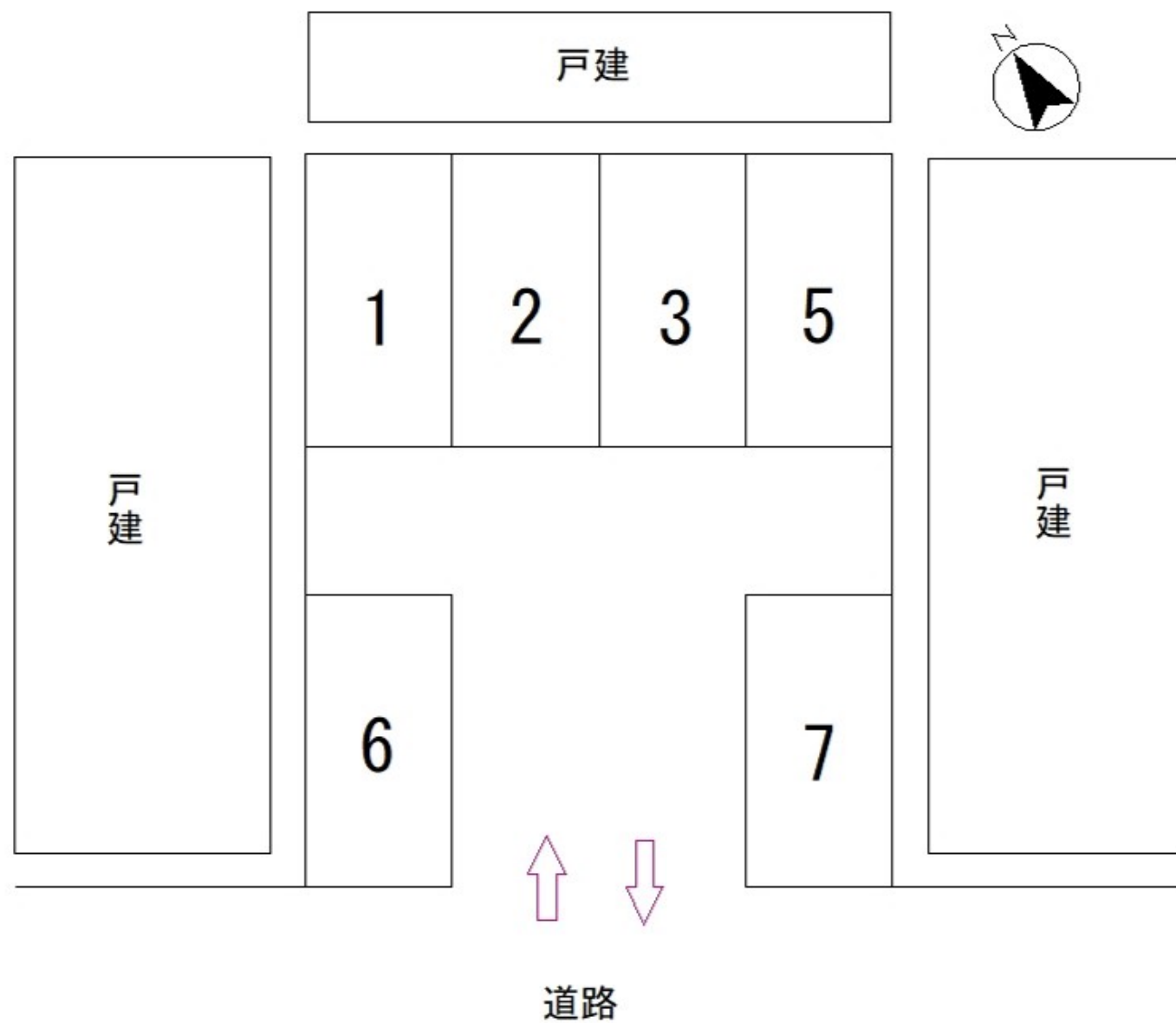
※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理(簡易な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。

- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上

K15 柏旭町5丁目南駐車場



サニーサンシティ



FUSAWA Corporation
— established 1912 —